

令和3年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月13日(水) 午前9時30分から10時40分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第4号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 令和2年農作業料金・農業労賃に関する調査について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第1回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（小保内） 本日は、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、5番 高橋 克 委員と12番 豊川 敏雄委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の赤坂次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局よ説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は、4件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、御報告いたします。

1番、大字上市川字外ノ沢、畑、計3筆、面積は、●●m²です。
賃借人世帯が規模縮小するため、解約するものです。

2番、字熊野林後、田、計2筆、面積は、●●m²です。

田が軟らかく、作業が効率的にできないため、解約するものです。

3番、字姥堤、字熊野林後、字下根前、田、計6筆、面積は、●●m²です。

田が軟らかく、作業が効率的にできないため、解約するものです。

4番、大字上市川字越口、畑、計2筆、面積は、●●m²です。

賃借人世帯の経営主が変更となり、新しい経営主が新たに借り受けるため、解約するものです。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） 特に発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第4 議案第1号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、議案書の3ページを御覧ください。

議案第1号、贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願が遅延し、提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し、承認するものです。

議案第1号は、1議案7件です。

これは、農業後継者が、農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて、農業を継続する場合には、一定の要件の下に贈与者又は受贈者が死亡するまで贈与税の納税が、猶予される特例です。

また、要件として受贈者は、引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で、農業経営を行うこと及び申告期限から、3年目毎に、税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。

その届出書に、添付が必要とされているのが「引き続き農業を行っている等の農業委員会の証明書」です

令和2年の贈与税納税猶予継続対象者は、御覧のとおりです。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、7番 佐々木一榮委員と15番 中川原隆雄委員です。
調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の5ページ、参考資料の14ページを御覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案1件で、贈与による所有権移転に関する件です。

1番、大字倉石又重字前田、田、面積は、●●m²です。

1番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

農作業の効率化、農地の保全を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木一榮委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木一榮委員 座ったまま説明させていただきます。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の5ページ、議案第2号と参考資料の14ページを御覧ください。1月6日に岩井会長と中川原隆雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が耕作できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、議案書の6ページ、議案第3号と参考資料1の16ページを御覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は、1議案1件です。

農地の所在は、字新蔵長根13番9、地目は畑、面積は●●m²、
転用目的は、宅地の分譲です。この農地は、五戸町都市計画区域内
にある農地で、農地区分は、第3種農地になります。以上です。

議長（岩井） ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して中川原
隆雄委員から調査結果の報告をお願いいたします。

中川原隆雄調査委員 それでは、座ったまま説明させていただきたいと思いま
す。

農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたしま
す。議案書の6ページ、議案第3号と参考資料の16ページを御覧い
ただきたいと思えます。1月6日に岩井会長と佐々木一榮委員、事
務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲受人は、建設業を営んでおり、宅地分譲地となる候補
地を探していたところ、町内に宅地分譲地に適した候補地が見つか
ったため、申請地を売買により取得し、宅地分譲地とするものでご
ざいます。申請地は、第1種住居地域で、北側と西側は畑で、東側
と南側は道路に挟まれております。農業生産及び公衆衛生に支障の
無いように処置し、汚水等は、下水道が整備されている地域である
ため、下水道により処理することから、周囲に影響がないことを確
認しております。以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑あ
りませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第4号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の7ページ、議案第4号と参考資料2の1ページを御覧ください。

五戸町長より、令和2年12月18日付け、五農林第390号五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、意見を求められております。1議案6件です。

1番の土地の所在は、大字倉石中市字小渡の山林1筆、面積は、●●㎡、申請の理由は、雑種地（太陽光発電施設用地）にするためとなっております。

2番の土地の所在は、大字倉石又重字中久木の畑1筆、面積は、●●㎡、申請の理由は、山林にするためとなっております。

3番の土地の所在は、大字倉石中市字八盃久保の畑が4筆で、合計面積は、●●㎡、申請の理由は、山林にするためとなっております。

4番の土地の所在は、大字倉石中市字栗ノ木の田が3筆、畑が2筆、原野が3筆、山林1筆の合計9筆で、合計面積は、●●㎡、申請の理由は、山林にするためとなっております。

5番の土地の所在は、大字倉石中市字下屋敷の畑が2筆、原野が1筆、合計3筆で、面積は、●●㎡、申請の理由は、山林にするためとなっております。

6番の土地の所在は、大字豊間内字地藏平の畑が1筆で、面積は、●●㎡のうち●●㎡、申請の理由は、宅地（住宅建設用地）にするためとなっております。

続いて、調査結果を報告いたします。

令和3年1月6日に、岩井会長と佐々木一榮委員、中川原隆雄委員及び事務局職員で現地調査を行いました。

1番の土地について、地目は山林、現況は木を伐採した状態の山林です。周辺に太陽光を遮る高い建物もなく、町道に面しており、

傾斜も少ない土地であるため、所有者から購入し、太陽光発電施設を設置するものです。周囲の状況は、南側は町道、西側はりんご畑、東側は山林、北側は畑に面しております。隣接土地所有者の同意書が添付されており、周辺農地等に影響がないことを確認しております。

次に、2番の土地について、現在、豆類を栽培していますが、周囲が山林で、日当たりが悪く、面積も小さいため、思うように収穫があがらない土地です。高齢になり、労働力も不足して耕作できなくなったため、落葉松を植林し、山林へ転用するものです。周囲の状況は、東側、南側が山林、西側が自己所有の畑、北側は農道に面しております。西側は自己所有の畑であり、周辺農地等へ影響がないことを確認しております。

次に、3番の土地について、現在、りんご畑として利用していますが、りんごの木、約8割がモンパ病にかかり、衰弱又は枯れており、伐採せざるを得ない状態です。申請地は泡砂地で、土がやせており、作物の生育が悪く、野菜栽培にも不適な土地です。現在、夫婦2人で農業をしておりますが、2人とも高齢になり、また、子供も農業を継いでいないため、労働力不足の状態です。隣地の畑の所有者に、申請地を購入してもらえないか相談しましたが、いずれも労働力不足を理由に断られております。以上の理由から、申請地に雑木を植林し、山林へ転用するものです。周囲の状況は、東側、南側が畑、西側が山林、北側は町道に面しております。隣接農地所有者の承諾書が添付されており、周辺農地等へ影響がないことを確認しております。

次に、4番の土地について、現在、母と2人で農業をしておりますが、母も高齢になり、ほかに農業をできる家族もおらず、労働力不足のため、申請地を耕作できなくなったということです。そのため、申請地を耕作又は購入してくれる人がいないか近隣の農家に声をかけましたが、いずれも労働力不足であると断られました。また、申請地は、田として利用しておりましたが、山の中であるため、水の便が悪く、雨不足になるとため池の水が足りなくなり、水稻が育たないなど田として、耕作するのに不向きな土地であり、さらに、カモシカなど鳥獣の食害が多い地域であるため、畑にするのも難しい土地であることから、農用地区域から除外申請をすることを知らずに、平成25年から、順次、ヒバ及び杉を植林してしまったものです。始末書が添付されております。周囲の状況は、北側が町道、西側が原

野、東側、南側は山林に面しております。隣接地には、耕作されている農地はなく、周辺の土地等への影響がないことを確認しております。

5番の土地について、申請者は4番の申請者と同じ方です。現在、母と2人で農業をしていますが、母も高齢になり、ほかに農業をできる家族もおらず、労働力不足のため、申請地を耕作できなくなりました。そのため、申請地を耕作又は購入してくれる人がいないか近隣の農家に声をかけましたが、いずれも労働力不足であると断られました。申請地は、カモシカなど鳥獣の食害が多く、収量があがらない土地であるため、農用地区域からの除外申請をすることを知らずに、東側が急傾斜地であり、崖下への土砂の流出を防ぐため、平成25年6月に杉を植林、その後、隣接する畑にヒバを植林してしまったものです。始末書が添付されております。周囲の状況は、北側が町道、西側、東側が原野、南側は畑に面しております。隣接農地所有者の承諾書が添付されており、周辺農地等へ影響がないことを確認しております。

次に、6番の土地についてですが、住宅建設用地として、農用地区域からの除外の申し出がありましたが、6番の新設の北側の農道について、現在、県営地藏平地区通作条件整備事業（農道整備）が現在、行われております。この申請地も受益地となっております。土地改良事業の受益地は、工事完了した年度の翌年度から起算して、8年を経過しなければ農用地区域からの除外、転用は出来ないことと定められております。したがって、この6番の案件については、除外不許可となります。6番については、農林課の方でも所有者には不受理ということっで回答しているようですので、6番については、取り下げとなります。

以上、議案第4号6件の説明、調査結果は以上となります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 今の6番の件、もう少し簡単にわかりやすく説明してほしい。取り下げたというのは、法律的な関係ということだと思うが。

事務局（赤坂） 6番の申請地が、県営の農道整備事業の受益地になっております。試験場からドームに抜けるところまで工事しているので、その事業の受益地になっていれば、工事完了してから8年間は除外も転

用もできないというふうに法律で定められているので。

13番（竹原） 8年というのは、どこを問わず、町外でもどこでもそうなのか。

事務局（赤坂） 今事業が入って、その事業の受益地になっていればということです。

議長（岩井） そのほかございますか。調査員から申し上げることはございませんか。

調査員（中川原） それでは、私の方から、若干、御説明したいと思います。

現地調査をしたわけなんです、●●●●さん、●●●●さんの物件でございます。

これは、始末書を付けて農振地域の変更を受理されているようですが、現地を調査した結果、今説明にあった通り、平成25年に植林したという風な状況でございます。まだ本当に小さい、抜く気になれば抜ける状態でした。それで、私たち調査員としても、これを野放しにすればなかなか農地転用する人が少なくなるだろうと非農地扱いにしていくのが本当になってくるのかなど。時間がたてばですよ。今、5年程度でどうせ申請するに原状回復してから、伏せておいてもいいのではないのかというお話がございました。それを申請者に対して、ある程度ペナルティと言いますかそういうふうにしていったほうが、次は農地転用の4条許可が出てくると思います。許可にならない場所ではありません。私も3人の農業委員で審査した結果、該当にはなるような感じがします。該当になるのであれば、当然、事前着工はだめだというふうな意見を付している方がいいのではないのかと、今後の結びつきとしてもその方がいいのではないのかということで話はまとまりましたけれども、あくまでも今、申請の段階でございますから、もし、皆さんもこういうふうな事前着工、やむを得ないんだじゃなく、申請をして、ならないとこであればこれは難しい問題もあるでしょうけれども、転用の基準に当てはまると思いますから、そういう指導をしていった方がいいのではないのかということになりましたので、お知らせしておきます。以上です。

議長（岩井） 調査員の中川原さんが言うとおりで、事前着工です。はっきり言って。植林していますので。農振から除外して、その結果また農地転用の申請が挙がってくると。まだ苗木も小さいし、正規の手続きを踏んで、農業委員会としてもちゃんと法的処置した方がいいのではないかという申し出でございます。ですから言うとおりの条件を付けると。そういう方向でこれを許可してもいいのかなというふうな内容でございますので、その辺、御審議をお願いします。

13番（竹原） いい配慮だと思います。当日の調査会に本人たちも立ち会ったのか。今の時期だから立ち会っていないとのことだが、その辺を適正に事務局の方で指導して、そういう方向にした方がいいと思う。

議長（岩井） そのほかの御質問ございますか。それでは、事務局で説明したとおり、1番から5番まで許可相当ということで、6番については、不許可ということで議案第4号について決定いたしたいと思えますけれども。

8番（柏田） 不許可と言って、取り下げということではなかったのか

議長（岩井） 不許可です。

8番（柏田） 取り下げないで、不許可ということか。

議長（岩井） 取り下げるということだそうですので、不許可になります。

8番（柏田） 不許可というのは、議案に挙げて、それを審議した結果、不許可ということになるのではないのか。その前に取り下げると説明したのではなかったか。

事務局（赤坂） 取り下げる予定です。

議長（岩井） 農業委員会としては、不許可で出しますので。6番については、不許可として、農業委員会で意見を送付するということになります。よろしいですか。そういう内容です。議案第4号については、1番から5番までは許可相当。6番については、不許可相当として、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、大変ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席へ戻る。)

議長(岩井) 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第5号の1番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

(佐々木一榮委員 退席)

議長(岩井) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) それでは、議案書の11ページ、議案第5号を御覧ください。
五戸町長より令和2年12月25日付け、五農林第420号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案21件で、合計面積は●●㎡です。

では、1番だけ御説明いたします。

1番の農地の所在は、大字扇田字七百刈、地目は田、面積は、●●㎡、3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、この●●円の下にかっこで、●●円とあるのは、10a当たり●●円に面積をかけて年間の賃借料は、●●円ということになります。
以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号の1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第5号の1番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。

（佐々木一榮委員 入室、着席）

議長（岩井） 次に、議案第5号の2番については、竹原誠委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

（竹原誠委員 退席）

議長（岩井） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 2番の農地の所在は、大字倉石又重字家ノ上の畑が3筆、面積は、合計で●●㎡、こちらは新規になり、5年間の使用貸借になります。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号の2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第5号の2番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、竹原誠委員を入室させてください。

（竹原誠委員 入室、着席）

議長（岩井） 次に、議案第5号の3番から11の9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） それでは、3番から御説明いたします。

3番の農地の所在は、字太平楽、地目は田、面積は、●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。12ページを御覧ください。

4番の農地の所在は、字下根前、地目は田、面積は、●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

5番の農地の所在は、字熊野林後、地目は田が1筆、面積は、●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

6番の農地の所在は、大字豊間内字地藏平、地目は畑、面積は、●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。

7番の農地の所在は、字上根前、地目は田、面積は、●●m²、3年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、1年で、●●円となります。

8番の農地の所在は、大字倉石又重字中崎、地目は畑、面積は、●●m²、ここは町有地になります。2年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、●●円となります。

9の1番の農地の所在は、大字上市川字三方塚の畑が4筆と字林ノ前の田が1筆、合計5筆で、面積は、合計●●m²、使用貸借になりますけれども貸借期間は、令和21年11月までとなります。

この令和21年11月までになっているのは、所有者は、ほかの農地もたちばなファームに貸し出しておりまして、そちらの農地の貸借期間に合わせたものです。14ページを御覧ください。

9の2番の農地の所在は、大字上市川字家ノ後の地目は田、面積は●●m²、貸借期間は、令和21年11月までの使用貸借です。貸借期限が令和21年11月とまでとなります。令和21年11月までとなっているのは、先ほど9の1番と同じ理由になります。

10の1番の農地の所在は、大字上市川字越口の畑が2筆、面積は、●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、年間で、●●円となります。

10の2番の農地の所在は、大字上市川字中筒の畑が2筆、面積は、合計で、●●m²、こちらは、5年間の使用貸借となります。

15ページを御覧ください。15ページから17ページまでは、11の1番から11の9番までは、借受人は同じ人になります。ここは、全部で16筆になります。地目はすべて田、面積は、16筆合計で、●●m²になります。

15. ページは、11の1番から11の3番まで。この農地は、姥堤の田が4筆になります。11の1番については、5年間の賃貸借、賃借料は、10a当たり●●円、1年で、●●円となります。

11の2番については、使用貸借になります。この貸借期限令和5年12月までとなっておりますが、この農地のとなり字姥堤●●番の田も同じ所有者から借りておまして、そちらの貸借期限が令和5年12月までとなっておりますので、76番の方に貸借期限を合わせました。令和5年12月になれば、●●番と●●番は一緒に更新する予定となります。

11の3番については、5年間の賃貸借、賃借料は、10a当たり●●円、1年で●●円となります。16ページを御覧ください。

16ページは、11の4番と11の5番になります。11の4番の所在は、字上根前、こちらは、5年間の賃貸借で、賃借料は、1年で●●となっております。

11の5番の農地の所在は、字下根前の田が6筆、面積は、合計で●●m²、こちらは、5年間の賃貸借で、賃借料は、10a当たり●●、1年で●●円となります。17ページを御覧ください。

17ページは、11の6番から11の9番までになります。

11の6番と11の7番の農地の所在は、どちらも字下根前になり、どちらも5年間の賃貸借、賃借料は、10a当たり●●円、11の6番の賃借料は、1年で●●円、11の7番については、●●円となります。

11の8番の農地の所在は、字筒口川原の田で、面積は、●●m²、

5年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円、年間で●●となります。

11の9番の農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後の田が2筆、面積は、●●㎡、こちらは3年間の賃貸借で、賃借料は、10a 当たり●●円、年間で●●円となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番（中里） 10の1番ですけれども、報告の1号にある合意解約に出てきたのと同じだと思えるんですけれども、それを理解していなかったもので、もう一度説明をお願いします。

事務局（黒沢） 合意解約の時はですね借りている方が、息子さんになっておりました、報告の第1号の4番になりますけれども、2ページの4番になります。借りている人が●●●●さんになっておりますけれども、その前までは、息子さんになっておりました。それで、息子さんが亡くなったためにですね、いったん解約して、父親になりますけれども●●●●さんが新しく借りることになったものです。

15番（中川原） 息子さんにすればよかったのでは、報告の方を。

事務局（黒沢） はい。そのとおりです。報告の方には、借りていた人の名前も明記しておけばよかったです。

10番（中里） 所有者の方が変わったのかと思ひまして。

事務局（黒沢） 借りている人が亡くなっていったん解約したものです。

議長（岩井） そのほかございますか。

議長（岩井） よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。
議案第5号の3番から11の9番まで、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第5号の3番から11の9番の3までは、原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第6号「令和2年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) それでは、議案書の18ページ議案第6号を御覧ください。
令和2年農作業料金、農業労賃に関する調査について、承認を求めるものでございます。
毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農業、農村における労働状況について把握し、適正かつ合理的に標準賃金、料金等の作成、農業労働力の確保を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としております。調査項目は、5項目あります。1つ目が、水稻作の部分、全面作業受委託料金、2つ目が、オペレーター賃金、3つ目が、農業臨時雇の農作業別、男女の賃金、4つ目が農作業受託料金、農業臨時雇賃金等の協定状況、5つ目が、町内並びに近郊の農外諸賃金となっております。それぞれの金額については、19ページに記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番(鈴木) 去年と変わっているところはありますか。

事務局(赤坂) 水稻の受託料金の所で、去年、農業委員会で定めている賃金等が若干、上がっていますので、その関係で作業料金とか変わって

おります。

15番（中川原） 去年どれくらい変わっているのか。

13番（竹原） 去年まで出しているみたいに畑作、田んぼ、果樹とか出していたのでは。

事務局（赤坂） あれは、別なもので、あれは3月の総会に挙げられます。これは2年分の調査です。

17番（鈴木） 払いたい人は、それ以上払ってもいいのでしょうか。

事務局（赤坂） はい。そのとおりです。

議長（岩井） そのほかの御質問ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和3年第1回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年1月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員